

○富士市あなたも商店主事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の活性化を図るため、あなたも商店主事業を実施する特定事業者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「あなたも商店主事業」とは、特定事業者が富士市中心市街地活性化基本計画において定めた中心市街地の空き店舗等に出店し小売業、サービス業又は飲食業(これらの事業のうち酒類の提供を主目的にする営業並びに風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、第5項から第10項まで並びに同法第11項第1号及び第2号に規定する営業を除く。以下「小売業等」という。)を行う事業をいう。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定事業者 小売業等を営む者及び営もうとする者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する個人又は法人とする。

ア 常時使用する従業員の数が50人以下であること。

イ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社の場合にあつては、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下であること。

ウ 第11条で規定するあなたも商店主事業審査会の推薦を受けていること。

(2) 空き店舗等 地上1階に存する店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗において小売業等を営むものを除く。)、倉庫等(当該店舗、倉庫等が直接公道に面しているものに限る)で、本来の用途として概ね3月以上利用されていないものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助の対象となる出店は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 補助金の交付を申請しようとする年度内に空き店舗等を借上げるものであること。

(2) 営業時間が午後5時から翌日の午前10時までの間のみでないこと。

(3) 空き店舗等の借上げに係る契約期間が1年以上であること。

(4) この要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(5) 中心市街地内の店舗の移転ではないこと。

(6) 出店しようとする特定事業者に市税の滞納がないこと。

2 補助の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 空き店舗等の改装に要する経費
 - (2) 空き店舗等の借上げに要する経費
 - (3) 備品の購入に要する経費
 - (4) 広告宣伝に要する経費
- (補助金の額)

第4条 補助金の額は、150万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、富士市あなたも商店主事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画に係る概要書
- (2) 空き店舗等の位置図
- (3) 補助対象経費に係る契約書又は見積書の写し
- (4) 市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、富士市あなたも商店主事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ウ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び

書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（完了報告書）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了した日後1月以内又は当該事業の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに富士市あなたも商店主事業完了報告書（第3号様式）に、補助対象経費に係る領収書及び請求内訳書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する完了の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市あなたも商店主事業費補助金交付確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（現地調査）

第10条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて調査することができる。

（あなたも商店主事業審査会）

第11条 あなたも商店主事業を実施しようとする者を特定事業者として推薦するため、あなたも商店主事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 商店街の活性化等について識見を有する者

(2) 経済関係団体を代表する者

(3) 市の職員

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。